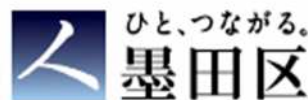


墨田区消費者ニュース

令和7年1月発行 第218号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



18歳から大人！ 契約は慎重に

満18歳で成人になると親権者などの同意なしに1人で契約できるようになります。

未成年者(18歳未満)が親権者等の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成人(18歳以上)になって結んだ契約はその行使ができません。



契約するときは慎重に

契約は、法的な拘束力を持つ約束です。口約束でも成立します。

契約をするか否か、契約の内容をどうするか、どのような形式にするのかは、当事者が自由に決めることができます。

一度結んだ契約は、一方の当事者から勝手にやめたり変更したりすることはできないのが原則です。契約をするときはくれぐれも慎重に考えましょう。

18歳・19歳の消費トラブルの相談事例(国民生活センター資料から)

脱毛エステ・美容医療サービスなどに係る相談が多くなっています。

主な内容は、体験で店舗に行ったが、長時間勧誘されその場で契約してしまった、などです。



また、脱毛エステ等の契約は、高額になりやすいため一層注意が必要です。「お金がない」と断っても消費者金融や学生ローンからの借金やクレジット契約を勧められ、断り切れない事例も見られます。

安易な契約はやめましょう。

わからないこと・困ったことがあれば、消費者センターにご相談ください。03-5608-6209

「フードドライブ」の受付窓口を消費者センターに設置しています

「フードドライブ」とは、家庭の未利用食品を持ち寄り、それらを福祉団体やフードバンク等に寄付する活動です。

対象食品：インスタント・レトルト食品、コーヒー等、醤油・味噌、肉・魚・果物等の缶詰、乾麺類 など

条件：賞味期限は2ヶ月以上、包装・外装が破損していない、開封していない、常温保存できるのもの

問い合わせ：墨田区役所環境政策課 03-5608-1516



給湯器の無料点検商法に注意

【相談事例】

自宅に「無料でガス給湯器の法律に定められた点検をしにいく」と電話があり承諾した。昨日点検に訪れた業者から「交換時期がきている。すぐに取り換えないと危ない」と言われた。5年前に交換したばかりだが、不具合があると怖いと思い給湯器本体と交換工事合計40万円の契約をした。同居する家族から不要な工事だと言われた。この契約をやめたい。

【アドバイス】

ガス小売事業者には4年に1度以上、給湯器やコンロの「ガス設備定期保安点検」を行う義務があります。この点検は無料で行われ、消費者には事前に契約中の事業者（または委託された事業者）から、訪問日が記載された案内のチラシ等が配布されます。

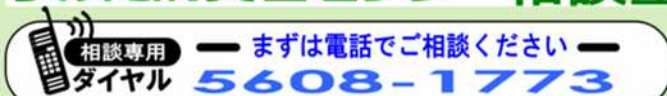
- 契約先のガス事業者と無関係の業者が点検を口実に訪問し、高額な契約をさせる手口が報告されています。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 「危険」などと急かされてもその場で契約しないようにしましょう。
- 本当に交換が必要か不安な場合は、契約先のガス事業者やメーカーに相談しましょう。
- 業界団体では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り換えを推奨しています。
- 契約後でもクーリング・オフできる場合があります。



イラスト：消費者庁イラスト集より

この事例は訪問販売に該当しクーリング・オフが可能と考えられ、文書で契約解除を通知するよう助言し、相談者が業者にハガキを送付しました。同時にセンターから業者に電話でクーリング・オフの対応を依頼し、了承されました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

